

レベルに応じた問題行動への対応チャート

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

◆児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル1～3の3段階に分けて示しています。レベルごとに分ける理由は次の3点です。

- ①トラブルを素早く発見し、本人の自覚を促し、保護者との連携を図るため。
- ②被害の拡大を未然に防ぐため。
- ③教職員が適切な指導を行えるようにするため。

◆問題行動へ小学校が取りうる対応について、あらかじめ児童・保護者に知っていただくことが、問題解決において重要だと考えています。

- ▶問題行動発生時には、学校から電話連絡もしくは家庭訪問をします。
- ▶被害生徒・保護者の意向にそって、適切に対応します。
- ▶警察など外部機関との連携が必要な場合は、相談や通報を行います。
- ▶校内で問題行動のレベルを協議し、対応と役割分担を検討します。



レベル1

気づいた職員が学年に報告し、担任や学年教員が中心となり、注意や指導を行います。

- ◇からかい ◇無視 ◇悪口 ◇攻撃的な言動(荒っぽい・乱暴) ◇授業中の立ち歩き ◇授業のさぼり
- ◇無断遅刻・欠席 ◇学校にふさわしくない服装・頭髮 など

※同様の問題行動を繰り返す場合は一つ上の重いレベルとして判断します。

レベル2

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年・生徒指導担当が中心となり、学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行います。

- ◇悪口・陰口・暴言 ◇仲間はずれ・集団による無視 ◇賭け事 ◇器物損壊
- ◇暴力(叩く、蹴る、足をかける等) ◇授業妨害 ◇集団の授業中の徘徊 など

※いじめについては対策委員会で認知を検討し、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断します。

レベル3

学校と関係機関が連携して指導・改善を行います。

- ◇重度の暴言・誹謗中傷 ◇脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等) ◇喫煙
- ◇重度の暴力 ◇窃盗行為 ◇悪質な賭け事 ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇危険物の所持 など

※「学校内のいかなる暴力・人権侵害も許さない」という毅然とした姿勢で指導にあたります。

※学校から教育委員会・警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して、指導・改善を行う場合もあります。

主な外部機関：SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、河内警察、八尾少年サポートセンター など